

障害児通所支援における共通事項

- 従来は、障害児通所サービス(児童発達支援・放課後等デイサービス)の基本報酬において、医療的ケア児を直接評価しておらず、一般児と同じ報酬単価であったため、受入れの裾野が十分に広がってこなかった。
- 今回改定においては、いわゆる「**動ける医ケア児**」にも対応した**新たな判定スコア**を用い、**医療的ケア児を直接評価する基本報酬**を新設。

基本報酬においては、医療濃度に応じ、「3:1(新スコア15点以下の児)」「2:1(新スコア16~31点の児)」又は「1:1(新スコア32点以上の児)」の看護職員配置を想定し、当該配置を行った場合は必要な額を手当て。

- また、1事業所当たりごく少人数の医ケア児の場合(基本報酬では採算が取りづらい)であっても幅広い事業所で受入れが進むよう「**医療連携体制加算**」の単価を**大幅に拡充**。(※従来の看護職員加配加算を改組)

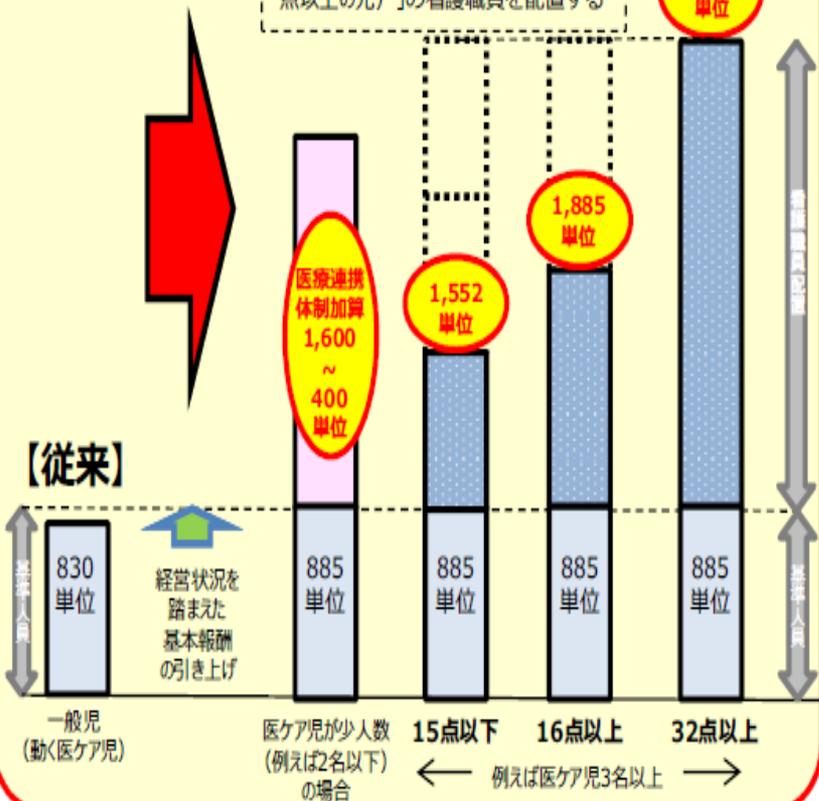
※ さらに、従来、NICU等から退院直後の乳児期は、自治体において障害児としての判定が難しいために障害福祉サービスの支給決定が得られにくいという課題があることから、新たな判定スコアを用いた医師の判断を活用することにより、新生児から円滑に障害福祉サービスの支給決定が得られるよう運用改善を行う。

一般事業所

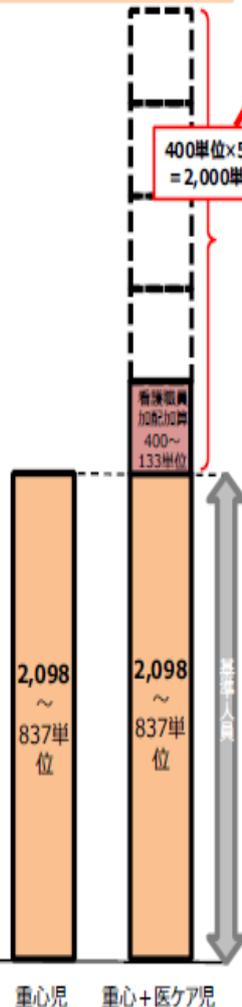
<例：児童発達支援事業所（10人定員）の場合の単価例>

【改定後】

月単位（平均）で「3：1（新スコア15点以下の児）」「2：1（新スコア16～31点の児）」又は「1：1（新スコア32点以上の児）」の看護職員を配置する



重心事業所（5人定員）



重心事業所（主として重症心身障害児を通わせる事業所）については、従来どおり基本報酬（5人定員の場合、現行2,098単位）に、看護職員加配加算を加える構造を維持するが、実情に合わせ、看護職員加配加算の要件を緩和（従来：「8点以上の医ケア児が5人以上」⇒改定後：「その事業所の医ケア児の合計点数40点以上」）。

★医療的ケアの新判定スコア

■ 点数変更（要件変更を含む） ■ 追加項目

項目	医療的ケアのスコアを見直すとともに、新たに「見守りスコア」を設定	基本スコア			見守りスコア		
		基	中	高	基	中	高
人工呼吸器（NPPV、ネイガルハイフロー、1パーカッションベンチレーター、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）		10	2	1	0		
2 気管切開		8	2	0			
3 鼻咽頭エアウェイ		5	1	0			
4 酸素療法		8	1	0			
5 吸引	口鼻腔・気管内吸引	8	1	0			
6 利用時間中のネブライザー使用・薬液吸入		3		0			
7 経管栄養	経鼻胃管、胃瘻	8	2	0			
	経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻	8	2	0			
	持続経管注入ポンプ使用	3	1	0			
8 中心静脈カテーテル	中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など	8	2	0			
9 その他の注射管理	皮下注射（インスリン、麻薬など）	5	1	0			
	持続皮下注射ポンプ使用	3	1	0			
10 血糖測定	利用時間中の観血的血糖測定器	3		0			
	埋め込み式血糖測定器による血糖測定	3	1	0			
11 継続する透析（血液透析、腹膜透析を含む）		8	2	0			
12 排尿管理	利用時間中の間欠的導尿	5		0			
	持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ）	3	1	0			
13 排便管理	消化管ストーマ	5	1	0			
	利用時間中の排便、洗腸	5		0			
	利用時間中の洗腸	3		0			
14 座薬時の管理	座薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など	3	2	12			

医療的ケア児に係る判定基準の見直し及び基本報酬区分の設定

【児童発達支援、放課後等デイサービス】

例：法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。）において障害児に指定児童発達支援を行う場合

(1)主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）に対し指定児童発達支援を行う場合

(一)医療的ケア児(判定スコアで32点以上)の場合

- (a)利用定員10人以下の場合 **2,885単位**
- (b)利用定員11人以上20人以下の場合 **2,613単位**
- (c)利用定員21人以上の場合 **2,486単位**

(二)医療的ケア児(判定スコアで16点以上32点未満)の場合

- (a)利用定員10人以下の場合 **1,885単位**
- (b)利用定員11人以上20人以下の場合 **1,613単位**
- (c)利用定員21人以上の場合 **1,486単位**

(三)医療的ケア児(判定スコアで16点未満)の場合

- (a)利用定員10人以下の場合 **1,552単位**
- (b)利用定員11人以上20人以下の場合 **1,280単位**
- (c)利用定員21人以上の場合 **1,153単位**

(四)(一)から(三)まで以外の場合

- (a)利用定員10人以下の場合 **885単位**
- (b)利用定員11人以上20人以下の場合 **613単位**
- (c)利用定員21人以上の場合 **486単位**

	医療的ケア判定スコア	見守りスコア				
		基本スコア	高	中	低	
1	人工呼吸器（非侵襲的陽圧喚起療法、NPPV、ネイザルハイフロー、パーカッションベンチレーター、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）	10	2	1	0	
2	気管切開	8	2		0	
3	鼻咽頭エアウェイ	5	1		0	
4	酸素療法	8	1		0	
5	吸引	8	1		0	
6	利用時間中のネブライザー使用	3		0		
7	経管栄養	経鼻胃管、胃瘻経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻	8	2		0
		経鼻胃管、胃瘻	8	2		0
		持続経管注入ポンプ使用	3	1		0
8	中心静脈カテーテル	8	2		0	
9	その他の注射管理	皮下注射（インスリン、麻薬など）	5	1		0
		持続皮下注射ポンプ使用	3	1		0
10	血糖測定	利用時間中の観血的血糖測定器	3		0	
		埋め込み式血糖測定器による血糖	3	1		0
11	継続する透析（血液透析、腹膜透析を含む）	8	2		0	
12	排尿管理	利用時間中の間欠的導尿	5		0	
		持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ）	3	1		0
13	排便管理	消化管ストーマ	5	1		0
		利用時間中の摘便、洗腸	5		0	
		利用時間中の浣腸	3		0	
14	痙攣時の管理	3	2		0	

医療連携体制加算の見直し

【児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設】

○医療機関との連携により、当該医療機関等から看護職員を訪問させ、利用者に看護を提供した場合や認定医療行員業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に算定できるところであるが、障害児者に真に必要な医療や看護を検討して適切に提供しているとは言い難い事例が散見されていることから、算定要件や報酬単価について、必要な見直しを行う。

- ①医療・看護について、医療的ケアを要するなどの看護職員の手間の違いに応じて評価を行う。
- ②医師からの指示は、原則、日頃から利用者を診察している主治医から個別に受けるものとするを明確化する。

[現 行]児童発達支援、放課後等デイサービスの例

イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	500単位/日(利用児童1人、4時間以下)
ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	250単位/日(利用児童2~8人、4時間以下)
ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	500単位/日
ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	100単位/日
ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	1,000単位/日(利用児童1人、4時間超)
ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	500単位/日(利用児童2~8人、4時間超)



[見直し後]児童発達支援、放課後等デイサービスの例

イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	32単位/日(非医ケア、1時間未満)
ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	63単位/日(非医ケア、1時間以上2時間未満)
ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	125単位/日(非医ケア、2時間以上)
ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)(4時間未満)	
(1) 看護職員が看護を行う利用者が1人	800単位/日(医ケア1人)
(2) 看護職員が看護を行う利用者が2人	500単位/日(医ケア2人)
(3) 看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下	400単位/日(医ケア3~8人)
ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)(4時間以上)	
(1) 看護職員が看護を行う利用者が1人	1,600単位/日(医ケア1人)
(2) 看護職員が看護を行う利用者が2人	960単位/日(医ケア2人)
(3) 看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下	800単位/日(医ケア3~8人)
ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	500単位/日
ト 医療連携体制加算(Ⅶ)	100単位/日

看護職員加配加算の見直し

【児童発達支援、放課後等デイサービス】

○医療的ケア児に係る判定基準を用いて基本報酬の見直しを行うことから、実態に即して以下のとおり見直す。

[現 行]

①看護職員加配加算(Ⅰ)【看護職員1人分の加算】

ア 主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所

・現行の判定基準スコアに該当する障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して1以上になること。

イ 主として重症心身障害児を通わせる事業所

・現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して5以上になること。

※児童発達支援センター以外の場合は、スコアが16点以上の障害児は2名としてカウントする。

②看護職員加配加算(Ⅱ)【看護職員2人分の加算】

ア 主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所

・現行の判定基準スコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して5以上になること。

イ 主として重症心身障害児を通わせる事業所

・現行の判定基準スコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して9以上になること。

③看護職員加配加算(Ⅲ)【看護職員3人分の加算】(主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所のみ)

・現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して9以上になること。



[見直し後]

《主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所》

主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所においては、医療的ケアを行うために必要な看護職員の配置の費用を含んだ医療的ケア児の基本報酬を創設することから、看護職員加配加算は廃止する。

《主として重症心身障害児を通わせる事業所》

①看護職員加配加算(Ⅰ)【看護職員1人分の加算】

医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率(利用日数/開所日数)を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が40点以上になること。

②看護職員加配加算(Ⅱ)【看護職員2人分の加算】

医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率(利用日数/開所日数)を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が72点以上になること。

看護職員の基準人員の取扱いの見直し

【児童発達支援、放課後等デイサービス】

- ・ 医療的ケアを行う必要がある場合に配置する看護職員については、現行の機能訓練担当職員の配置要件と同様に、配置基準上必要となる従業者の員数に看護職員を含めてよいこととする(ただし、「医療的ケア児」の基本報酬、医療連携体制加算又は看護職員加配加算により配置する看護職員を除く。)

《看護職員の基準人員の取扱いの見直し》

医療的ケア児に医療的ケアを行う場合は看護職員を置くこととし、置いた場合は当該看護職員を児童指導員等の員数に含めることができる(ただし、「医療的ケア児」の基本報酬、医療連携体制加算又は看護職員加配加算により配置する看護職員を除く。)

※児童発達支援センター(主として難聴児・重症心身障害児を通わせる場合を除く。)は機能訓練担当職員及び看護職員を児童指導員等の員数に含める場合、その半数は児童指導員又は保育士でなければならないものとする。

退院直後から必要な障害福祉サービスの利用

【児童発達支援、放課後等デイサービス】

- ・ NICU等から退院し在宅生活を始める時期から乳幼児期(特に0～2歳)の医療的ケア児については、自治体職員による「5領域11項目」の調査のみでは、通常の発達の範囲として介助をようしているのか、医療的ケアの原因である内部障害等により通常の発達を超える介助を要する状態であるのか判断が難しいことから、医療的ケアに係る判定基準等において医療的ケアの原因である内部障害等により通常の発達を超える介助を要する状態である旨の判定を行う際には、医師の判断を活用する。

人員基準の見直し

【児童発達支援、放課後等デイサービス】

- ・ 専門性及び質の向上に向けて、現行の「障害福祉サービス経験者」を廃止し、保育士・児童指導員のみにより人員基準を見直しすることとする。（令和3年3月31日時点で旧基準に基づく指定を受けている事業所については、2年間の経過措置を設ける。

《人員基準の見直し》

[現 行]

指定児童発達支援の単位ごとに、児童発達支援の提供にあたる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、障害児の数の区分に応じ、それぞれ定める数以上となるよう配置。（放課後等デイサービスも同様。）

[見直し後]

指定児童発達支援の単位ごとに、児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、障害児の数の区分に応じ、それぞれ定める数以上となるよう配置。（放課後等デイサービスも同様。）

※令和3年3月31日時点で、指定を受けている事業所については、2年間の経過措置を設ける。

家庭支援の評価の充実

【児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス】

- ・家庭支援の充実を図るため、訪問支援特別加算を家庭連携加算に統合した上で、要件を見直す。
- ・事業所内相談支援加算について、個別の相談援助だけではなく、グループでの面談等も算定可能とする。

≪訪問支援特別加算の家庭連携加算への統合≫

[現 行]

家庭連携加算(月2回を限度)

- イ 1時間未満 187単位/回
- ロ 1時間以上 280単位/回

訪問支援特別加算(月2回を限度)

- イ 1時間未満 187単位/回
- ロ 1時間以上 280単位/回

[見直し後]

家庭連携加算(月4回を限度)

- イ 1時間未満 187単位/回
- ロ 1時間以上 280単位/回

≪事業所内相談支援加算の見直し≫

[現 行]

事業所内相談支援加算(月1回を限度)

35単位/回

[見直し後]

事業所内相談支援加算(Ⅰ、Ⅱそれぞれ月1回を限度)

- イ 事業所内相談支援加算(Ⅰ)(個別) 100単位/回
- ロ 事業所内相談支援加算(Ⅱ)(グループ) 80単位/回

著しく重度及びケアニーズの高い児童を支援した場合の評価

【児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス】

- ・ 著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児への支援を充実させる観点から、児童発達支援及び医療型児童発達支援は5領域11項目の調査による判定スコアを、放課後等デイサービスは指標該当児の判定スコアを用いて判断した結果、一定の要件に該当する障害児を受け入れたことを評価する加算を創設する。

《個別サポート加算(Ⅰ)【新設】》 100単位/日

虐待等の要保護・要支援児童を支援した場合の評価

【児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス】

- ・ 虐待等の要保護・要支援児童を受け入れた場合に、家庭とのかかわりや、倫理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や子育て世代包括支援センター等の公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師との連携(事業所からの報告に基づく経過観察の依頼を含む)により、児童発達支援等を行う必要のある児童を受け入れて支援することを評価する加算を創設する。

《個別サポート加算(Ⅱ)【新設】》 125単位/日

児童指導員等加配加算の見直し及び専門的支援加算の創設

【児童発達支援及び放課後等デイサービス】

- ・ 経営状況等を踏まえて、児童指導員等加配加算(Ⅰ)の報酬単価を見直すとともに、児童指導員等加配加算(Ⅱ)を廃止する一方、支援の質を向上させる観点から、専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理指導担当職員・国立リハビリテーションセンター視覚障害学科履修者)を1名以上加配(常勤換算による算定)して行う支援を評価する加算を創設する。

※児童発達支援における専門的支援加算の算定要件については、対象となる未就学児への支援に当たり、特に集団生活への適応や他者との関係性の構築のために専門的で個別的な支援が必要であることから、児童福祉事業について5年以上経験のある保育士・児童指導員についても、専門職の対象に含めることとする。

- ・ 難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加する。

《児童指導員等加配加算の見直し》

[現 行]

1 児童発達支援

イ 児童発達支援センターの場合

児童指導員等加配加算(Ⅰ)

10～105単位/日

ロ 児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所の場合

児童指導員等加配加算(Ⅰ)

36～418単位/日

児童指導員等加配加算(Ⅱ)

36～209単位/日

2 放課後等デイサービス

イ 放課後等デイサービス(区分1)

児童指導員等加配加算(Ⅰ)

36～209単位/日

児童指導員等加配加算(Ⅱ)

36～209単位/日

ロ 放課後等デイサービス(区分2)

児童指導員等加配加算(Ⅰ)

36～209単位/日

ハ 放課後等デイサービス(重症心身障害児)

児童指導員等加配加算(Ⅰ)

61～418単位/日

[見直し後]

1 児童発達支援

イ 児童発達支援センターの場合

11～93単位/日

ロ 児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所の場合

36～374単位/日

2 放課後等デイサービス

イ 放課後等デイサービス

36～187単位/日

ロ 放課後等デイサービス(重症心身障害児)

60～374単位/日

《専門的支援加算【新設】》

1 児童発達支援

イ 児童発達支援センターの場合

15～ 93単位／日

ロ 児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所の場合

49～374単位／日

2 放課後等デイサービス

イ 放課後等デイサービス

75～187単位／日

ロ 放課後等デイサービス(重症心身障害児)

125～374単位／日

児童発達支援

○ 児童発達支援事業所(センター以外)について、従業者の配置に対して一律に加算する「**児童指導員等加配加算Ⅱ**」を改め、より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かい支援が可能となるよう、以下の加算に組み替える。

① 個別サポート加算Ⅰ

ケアニーズの高い児童(著しく重度および行動上の課題のある児童)への支援を評価

② 個別サポート加算Ⅱ : 虐待等の要保護児童等への支援について評価

③ 専門的支援加算: 専門的支援を必要とする児童のため専門職の配置を評価

(※) **理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者、5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員を常勤換算で1以上配置した場合に評価**

現行

加算	1.理学療法士等 209単位 2.児童指導員等 155単位 3.その他 91単位	児童指導員等加配加算Ⅱ
	1.理学療法士等 209単位 2.児童指導員等 155単位 3.その他 91単位	児童指導員等加配加算Ⅰ
	12単位	児童指導員等配置加算
基準人員	《基本報酬》 830 単位	障害福祉サービス経験者
		保育士or児童指導員
		児童発達支援管理責任者
		管理者

見直し後

[] は対象児童数により増減

加算	100単位	①個別サポート加算Ⅰ	①個別サポート加算Ⅰ	①個別サポート加算Ⅰ
	125単位	②個別サポート加算Ⅱ	②個別サポート加算Ⅱ	②個別サポート加算Ⅱ
	1.理学療法士等 187単位 2.児童指導員 123単位	③専門的支援加算		
基準人員	《基本報酬》 885 単位	保育士or児童指導員 ※障害福祉サービス経験者の経過措置有り(2年)		
		児童発達支援管理責任者		
		管理者		

※単位数は主に小学校就学前の障害児に対して支援を行う利用定員10名以下の場合を記載

基本報酬の見直し及び医療的ケア児の基本報酬区分の設定

- ・ 経営の実態等を勘案しつつ、事業所の定員規模別の報酬単価も含めて見直しを行う。
- ・ 基本報酬区分について、医療的ケア児のための判定基準のスコアの点数に応じて段階的な評価を行う「医療的ケア児」の基本報酬区分を創設する。

例1

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に指定児童発達支援を行う場合(口又はハに該当する場合を除く)

(1) 医療的ケア児(判定スコアで32点以上の場合)	
(一) 利用定員30人以下の場合	3,086単位
(二) 利用定員31人以上40人以下の場合	3,005単位
(三) 利用定員41人以上50人以下の場合	2,930単位
(四) 利用定員51人以上60人以下の場合	2,859単位
(五) 利用定員61人以上70人以下の場合	2,830単位
(六) 利用定員71人以上80人以下の場合	2,804単位
(七) 利用定員81人以上の場合	2,778単位
(2) 医療的ケア児(判定スコアで16点以上32点未満の場合)	
(一) 利用定員30人以下の場合	2,086単位
(二) 利用定員31人以上40人以下の場合	2,005単位
(三) 利用定員41人以上50人以下の場合	1,930単位
(四) 利用定員51人以上60人以下の場合	1,859単位
(五) 利用定員61人以上70人以下の場合	1,830単位
(六) 利用定員71人以上80人以下の場合	1,804単位
(七) 利用定員81人以上の場合	1,778単位
(3) 医療的ケア児(判定スコアで16点未満の場合)	
(一) 利用定員30人以下の場合	1,753単位
(二) 利用定員31人以上40人以下の場合	1,672単位
(三) 利用定員41人以上50人以下の場合	1,597単位
(四) 利用定員51人以上60人以下の場合	1,526単位
(五) 利用定員61人以上70人以下の場合	1,497単位
(六) 利用定員71人以上80人以下の場合	1,471単位
(七) 利用定員81人以上の場合	1,445単位

例2

ニ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設(児童発達支援センターであるものを除く。)において障害児に指定児童発達支援を行う場合

(1) 主に小学校就学前の障害児(以下「未就学児」という。)に対し指定児童発達支援を行う場合	
(一) 医療的ケア児(判定スコアで32点以上)の場合	
(a) 利用定員10人以下の場合	2,885単位
(b) 利用定員11人以上20人以下の場合	2,613単位
(c) 利用定員21人以上の場合	2,486単位
(二) 医療的ケア児(判定スコアで16点以上32点未満)の場合	
(a) 利用定員10人以下の場合	1,885単位
(b) 利用定員11人以上20人以下の場合	1,613単位
(c) 利用定員21人以上の場合	1,486単位
(三) 医療的ケア児(判定スコアで16点未満)の場合	
(a) 利用定員10人以下の場合	1,552単位
(b) 利用定員11人以上20人以下の場合	1,280単位
(c) 利用定員21人以上の場合	1,153単位
(四) (一)から(三)まで以外の場合	
(a) 利用定員10人以下の場合	885単位
(b) 利用定員11人以上20人以下の場合	613単位
(c) 利用定員21人以上の場合	486単位

放課後等デイサービス

○ 放課後等デイサービスについて、**現行の事業所を2区分に分けて報酬設定する方法(※1)を改め**、より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かく以下の加算を算定。

① 個別サポート加算Ⅰ

ケアニーズの高い児童(著しく重度および行動上の課題のある児童)への支援を評価

② 個別サポート加算Ⅱ

虐待等の要保護児童等への支援について評価

③ **専門的支援加算**

専門的支援を必要とする児童のため専門職の配置を評価(※2)

(※1) 現行は、一定の指標に該当する障害児の数が5割以上である場合を「区分1」、5割未満を「区分2」として、基本報酬を2段階に設定

(※2) **理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者を常勤換算で1以上配置した場合に評価**

現行

加算	1.理学療法士等 209単位 2.児童指導員等 155単位 3.その他 91単位	児童指導員等 加配加算Ⅱ	1.理学療法士等 209単位 2.児童指導員等 155単位 3.その他 91単位	児童指導員等 加配加算Ⅰ
	1.理学療法士等 209単位 2.児童指導員等 155単位 3.その他 91単位	児童指導員等 加配加算Ⅰ		
	9単位	児童指導員等配置加算	9単位	児童指導員等配置加算
基準人員	《基本報酬》 授業終了後 【1-1】 660単位 【1-2】 649単位 休業日 792単位	障害福祉サービス 経験者	《基本報酬》 授業終了後 【2-1】 612単位 【2-2】 599単位 休業日 730単位	障害福祉サービス 経験者
		保育士or児童指導員		保育士or児童指導員
		児童発達支援管理 責任者		児童発達支援管理 責任者
		管理者		管理者
区分1			区分2	

見直し後

〔 〕は対象児童数により増減

加算	100単位	①個別サポート 加算Ⅰ	①個別サポート 加算Ⅰ	①個別サポート 加算Ⅰ
	125単位	②個別サポート 加算Ⅱ	②個別サポート 加算Ⅱ	②個別サポート 加算Ⅱ
	理学療法士等 187単位	③専門的支援加算		
	1.理学療法士等 187単位 2.児童指導員等 123単位 3.その他 90単位	児童指導員等加配加算		
基準人員	《基本報酬》 授業終了後 604単位 休業日 721単位	保育士or児童指導員 ※障害福祉サービス経験者の経過措置有り(2年)		
		児童発達支援管理責任者		
		管理者		
		※区分分け廃止		

※ 単位数は障害児（重症心身障害児を除く）に対し授業終了後に指定放課後等デイサービスを行う定員10名以下の場合を記載

※ 上記図の高さは単位数とは一致しない

基本報酬の見直し及び医療的ケア児の基本報酬区分の設定

- 平成30年度報酬改定において導入された指標該当児童の割合による基本報酬区分について、指標該当児童を受け入れた場合でも、当該事業所における指標該当児童の割合が50%以上に達しない限り、基本報酬上の評価がされないなどの指摘を踏まえ、区分1・区分2の報酬体系を廃止するとともに、経営実態を踏まえ、基本報酬を見直す。
- 基本報酬区分について、医療的ケア児のための判定基準のスコアの点数に応じて段階的な評価を行う「医療的ケア児」の基本報酬区分を創設する。

例1

イ 障害児(重症心身障害児を除く。)に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合(ハ、ニ、ホに該当する場合を除く。)

(1) 区分1(3時間以上)

- (一) 医療的ケア児(判定スコアで32点以上)の場合
 - (a) 利用定員10人以下の場合 2,604単位
 - (b) 利用定員11人以上20人以下の場合 2,402単位
 - (c) 利用定員21人以上の場合 2,302単位
- (二) 医療的ケア児(判定スコアで16点以上32点未満)の場合
 - (a) 利用定員10人以下の場合 1,604単位
 - (b) 利用定員11人以上20人以下の場合 1,402単位
 - (c) 利用定員21人以上の場合 1,302単位
- (三) 医療的ケア児(判定スコアで16点未満)の場合
 - (a) 利用定員10人以下の場合 1,271単位
 - (b) 利用定員11人以上20人以下の場合 1,069単位
 - (c) 利用定員21人以上の場合 969単位
- (四) (一)から(三)まで以外の場合
 - (a) 利用定員10人以下の場合 604単位
 - (b) 利用定員11人以上20人以下の場合 402単位
 - (c) 利用定員21人以上の場合 302単位

(2) 区分2(3時間未満)

(略)

例2

ロ 障害児(重症心身障害児を除く。)に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合(ハ、ニ、ホに該当する場合を除く。)

(1) 医療的ケア児(判定スコアで32点以上)の場合

- (一) 利用定員10人以下の場合 2,721単位
- (二) 利用定員11人以上20人以下の場合 2,480単位
- (三) 利用定員21人以上の場合 2,372単位

(2) 医療的ケア児(判定スコアで16点以上32点未満)の場合

- (一) 利用定員10人以下の場合 1,721単位
- (二) 利用定員11人以上20人以下の場合 1,480単位
- (三) 利用定員21人以上の場合 1,372単位

(3) 医療的ケア児(判定スコアで16点未満)の場合

- (一) 利用定員10人以下の場合 1,388単位
- (二) 利用定員11人以上20人以下の場合 1,147単位
- (三) 利用定員21人以上の場合 1,039単位

(4) (1)から(3)まで以外の場合

- (一) 利用定員10人以下の場合 721単位
- (二) 利用定員11人以上20人以下の場合 480単位
- (三) 利用定員21人以上の場合 372単位

極端な短時間サービスの提供の取扱い

- ・ 極端な短時間(30分以下)のサービス提供については報酬(基本報酬及び加算)を算定しないこととする。
- ・ ただし、放課後等デイサービス計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた障害児については、この限りではない。また、利用児童の体調不良などにより、結果的に短時間(30分以下)のサービス提供となった場合は、欠席時対応加算(Ⅱ)の算定を可能とする。

<欠席時対応加算(Ⅱ)【新設】>

94単位/日

送迎加算の取扱い

- ・ 平成30年度報酬改定において、引き続き検討する事項とされていた放課後等デイサービスの送迎加算について、送迎の実施に関する実態調査の結果を踏まえ、障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮することなどを改めて周知することとし、送迎加算の現行の枠組みは維持する。

利用対象者の拡大の検討

- ・ 地方分権改革推進提案における放課後等デイサービスの利用対象者に専修学校等の通学者を加えるとの提案については、次期制度見直しに向けて検討することとし、今回の報酬改定においては対応は行わない。

障害児入所支援における共通事項

重度障害児支援加算と小規模グループケア加算の整理

- ・ 重度障害児支援加算について、ケアの小規模化を進めることを前提とした施設要件とはなっていないことから、小規模グループケアに対応した施設要件となるよう見直す。

《重度障害児支援加算の要件の見直し》

[現 行]

①重度障害児専用棟の設置、②重度障害児入所棟の定員をおおむね20人、③居室については1階に設けること等の施設基準を満たし、一定の要件に該当する障害児を支援した場合に算定する。

[見直し後]

①重度障害児専用棟の設置、②重度障害児入所棟の定員をおおむね20人、③居室については1階に設けること等の施設基準を満たし、一定の要件に該当する障害児を支援した場合に算定する。ただし、小規模グループケア加算を算定している場合は、①と②の基準を満たさなくても算定できるものとする。

※③の基準は、重度障害児者の火災時等の安全確保の観点から、小規模グループケアを実施する場合であっても満たすことを求めることとする。

ソーシャルワーカーの配置の評価

- ・地域移行に向けた支援として、障害者支援施設への入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携した支援を専門に行うソーシャルワーカー(①社会福祉士、②障害福祉サービス事業、障害児通所支援又は障害児入所支援に5年以上従事した経験を有する者)を専任で配置することを評価する加算を設ける。

《ソーシャルワーカー配置加算【新設】》

※主として知的障害児に対して指定入所支援を行った場合の例

・利用定員が10人以下	159単位/日
・利用定員が11人以上20人以下	79単位/日
・利用定員が21人以上30人以下	53単位/日
・利用定員が31人以上40人以下	40単位/日
・利用定員が41人以上50人以下	32単位/日
・利用定員が51人以上60人以下	26単位/日
・利用定員が61人以上70人以下	23単位/日
・利用定員が71人以上80人以下	20単位/日
・利用定員が81人以上90人以下	18単位/日
・利用定員が91人以上100人以下	16単位/日
・利用定員が101人以上110人以下	14単位/日
・利用定員が111人以上120人以下	13単位/日
・利用定員が121人以上130人以下	12単位/日
・利用定員が131人以上150人以下	11単位/日
・利用定員が151人以上160人以下	10単位/日
・利用定員が161人以上180人以下	9単位/日
・利用定員が181人以上	8単位/日

自活訓練加算の見直し

- ・退所後を見据えた早い段階からの支援を促進するため、自活訓練加算の算定要件を見直す。

《自活訓練加算の見直し》

[現 行]

- ・実施時期 特別支援学校等の卒業後の進路に合わせて設定。
- ・実施期間 同一の給付決定期間中に6月間(180日)を1回(さらに継続の必要がある場合は2回)。
- ・実施場所 施設に隣接した借家等。

[見直し後]

- ・実施時期 高校入学から措置延長も考慮し、20歳までの間で柔軟に設定。
- ・実施期間 同一の給付期間中に12月間(360日)の範囲内で柔軟に設定。
- ・実施場所 適切に支援を行うことが可能な範囲にある借家等。

福祉型障害児入所施設

人員基準と基本報酬の見直し

- ・主として知的障害児を入所させる施設、主として盲児又はろうあ児を入所させる施設の現行の職員配置について、質の向上を図る観点から4:1に見直すとともに、基本報酬を見直す。

《人員基準の見直し》

[現 行]

○児童指導員及び保育士の総数

(1)主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設

おおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上(30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えた数以上)

(2)主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設

おおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数以上(35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計数に1を加えた数以上)

[見直し後]

○児童指導員及び保育士の総数

(1)主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設

おおむね障害児の数を4で除して得た数以上(30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えた数以上)

(2)主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設

おおむね障害児の数を4で除して得た数以上(35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計数に1を加えた数以上)

愛着形成に配慮した評価の見直し

- ・ 幼児期における愛着形成を図るための評価について、全国の0～5歳の入所児童数を踏まえ、全ての乳幼児が対象となるよう、幼児加算を見直す。

《愛着形成に配慮した評価の見直し》

[現 行]

幼児加算 78単位／日

※幼児である障害児(盲児又はろうあ児に限る。)が利用する場合に算定。

[見直し後]

乳幼児加算 78単位／日

※乳幼児である障害児が利用する場合に算定。

小規模グループケアの推進

- ・ 障害児が良好な家庭的環境において養育されるよう、ユニット化等によりケア単位の小規模化を推進する観点から、建物自体が本体施設から分離した場所(外部のアパート、法人所有の土地内の別の建物等)で、小規模な生活単位を設けて支援を行う(サテライト型)ことを可能とし、当該支援を評価するため、小規模グループケア加算を見直す。

《小規模グループケア加算の見直し》

[現 行]

小規模グループケア加算 240単位／日

【見直し後】

小規模グループケア加算 240単位／日

※サテライト型として実施した場合 +308単位／日

看護職員配置加算の見直し

- ・ 医療的ケア児を受け入れる体制を整備する観点から、看護職員配置加算(Ⅱ)の判定スコアについて、「医療的ケア児に係る新たな判定基準のスコア」を用いることにするとともに、算定要件を見直す。

《看護職員配置加算(Ⅱ)の見直し》

[現 行]

現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して5以上になること。

[見直し後]

医療的ケア児の新判定基準スコアに前年度の出席率(利用日数／開所日数)を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が40点以上になること。

医療型障害児入所施設

重度重複障害児加算の見直し

- ・主に肢体不自由児を対象としている医療型障害児入所施設に入所している重症心身障害周辺児への支援の困難性を勘案し、当該施設での重度重複障害児加算について、複数(2以上)の障害を有する障害児を支援した場合にも評価できるよう算定要件を見直す。

《重度重複障害児加算の見直し》

[現 行]

視覚障害、聴覚若しくは平衡感覚の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害、知的障害又は精神障害のうち3以上の障害を有する児童に支援を行う。

【見直し後】

視覚障害、聴覚若しくは平衡感覚の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害、知的障害又は精神障害のうち2以上の障害を有する児童に支援を行う。

強度行動障害児の支援の評価

・強度行動障害児の支援について、医療的アプローチとともに、入所児童の発達保障の観点から環境調整をはじめとした福祉的アプローチの必要性があることから、福祉的支援の強化の観点より、強度行動障害児特別支援加算を医療型障害児入所施設においても算定できるように見直す。

《強度行動障害児特別支援加算【新設】》 781単位／日
※加算の算定を開始した日から起算して90日以内は+700単位／日

小規模グループケアの推進

- ・医療型障害児入所施設における小規模グループケアの推進を図る観点から、小規模グループケア加算の算定要件を見直す(一定の要件を満たした場合に、台所・便所の設置を不要とすることを可能とする)。

《小規模グループケア加算の算定要件の見直し》

[現 行]

設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。ただし、浴室については、当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けないことができる。

[見直し後]

設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。(ただし、以下の(1)から(3)までに掲げる設備の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める場合、それぞれ当該設備を設けないことができる。)

- (1)台所:利用者の障害の特性から、小規模グループケアの単位内で調理することが困難であって、敷地内にある他の建物の設備で調理することが適当な場合
- (2)浴室:当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合
- (3)便所:利用者の障害の特性から、当該小規模グループケアの単位に設置する必要がない場合